



広労基発11012第2号  
令和2年10月12日

関係事業者団体の長 各位

広島労働局労働基準部長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について  
(金属アーク溶接等作業の健康障害防止措置について)

益々御清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から労働基準行政の推進、とりわけ労働災害の防止、労働者の健康の保持増進については一方ならぬ御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます、

さて、労働安全衛生法及びその関連法令は、労働者に健康障害を及ぼすおそれのある化学物質取り扱い作業については、換気・排気設備の設置、呼吸用保護具等の使用、講習修了者による作業指揮、当該化学物質の濃度測定の実施等による労働者の当該化学物質へのばく露低減措置や、健康診断の実施等による適切な健康管理対策を事業者に義務付けております。

今般、新たに「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則、作業環境測定基準等について所要の改正が行われ、令和3年4月1日から施行されることになりました。

本改正は、産業労働の場で広く行われているアーク溶接作業を対象としていることから、貴団体におかれましても改正の趣旨を御理解いただき、同封のパンフレットにより、傘下会員等に対して改正内容の周知、新たな措置・対策の徹底に御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、パンフレットは厚生労働省のホームページから入手いただけますので、ご活用ください。

厚生労働省 溶接ヒューム パンフレット

検索

【お問い合わせ】

広島労働局 健康安全課

☎082(221)9243